

【公告】 会員権停止

大阪市西区土佐堀一・一・三二・四F  
パパのガレージ不動産販売株式会社  
代表取締役 宮前 潤輔

右の者は、土地売買契約に係る媒介業務において、宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為があつたとして、令和三年一月七日付で業務停止三〇日間の大阪府行政処分が下されており、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、令和四年四月五日から三か月間会員権を停止する。

令和四年三月二十九日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会  
会長 高村 永振  
会 長  
綱紀自主規制委員会  
委員長 東門 幸一